

| 上 | 下 |
|---------|---|
| 名 称 | 指 定 告 示 |
| 石見銀山遺跡 | 昭和四十四年文部省告示第九十八号、平成十四年文部科学省告示第四十八号、平成十七年文部科学省告示第二十八号及び平成十七年文部科学省告示第九十九号 |
| 地方公共団体名 | 大田市（島根県） |

○文化庁告示第十一号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。
平成十九年六月七日
文化庁長官 青木 保

| 上 | 下 |
|--|---|
| 名 称 | 指 定 告 示 |
| 墳 墓 群 森將軍塚古墳 有明山將軍塚古墳 倉科將軍塚古墳 土口將軍塚古墳 島の山古墳 敏満寺石仏谷墓跡 美濃国府跡 下総小金中野牧跡 一升樹遺跡 | 昭和四十六年文部省告示第八十二号及び平成十九年文部科学省告示第十一号 平成十四年文部科学省告示第七十七号 平成十七年文部科学省告示第一号 平成十八年文部科学省告示第四号 平成十九年文部科学省告示第五号 平成十九年文部科学省告示第五号 |
| 地方公共団体名 | 長野市（長野県） 川西町（奈良県） 多賀町（滋賀県） 垂井町（岐阜県） 鎌ヶ谷市（千葉県） 鎌倉市（神奈川県） |

○文化庁告示第十号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第一百三十一条の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、それぞれ同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。
平成十九年六月七日
文化庁長官 青木 保

2 贈与の限度額 十五億二千四百万円
（平成十九年度 三億千六百万円）
（平成二十年 十億二千二百万円）
（平成二十一年 一億九千六百万円）
贈与の使用期限
平成二十年三月三十一日まで
（平成十九年度分）
平成二十一年三月三十一日まで
（平成二十年年度分）
平成二十二年三月三十一日まで
（平成二十一年度分）

3 署名者
日 本 側 大村昌弘在エリトリア臨時代理大使（ケニアにて兼轄）
エリトリア側 サリー・オマール・アブドゥウ在ケニア エリトリア大使
平成十九年六月七日
外務大臣 麻生 太郎

○外務省告示第三百二十九号
ポーランド共和国政府は、平成六年二月二十六日にジュネーブで作成された「千九百九十四年の国際熱帯木材協定」の加入書を平成十八年十二月十九日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同協定は、同日にポーランド共和国について効力を生じた。
（平成十九年四月二十四日付け国際連合事務総長書簡）
平成十九年六月七日
外務大臣 麻生 太郎

| 上 | 下 |
|------------------------|-----------------|
| 名 称 | 指 定 告 示 |
| 万之瀬川河口域のハマボウ群落及び干潟生物群落 | 平成十九年文部科学省告示第七号 |
| 地方公共団体名 | 南さつま市（鹿児島県） |

○文化庁告示第十二号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第一百三十一条の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。
平成十九年六月七日
文化庁長官 青木 保

| 上 | 下 |
|---------|-----------------|
| 名 称 | 指 定 告 示 |
| 旧金石城庭園 | 平成十九年文部科学省告示第六号 |
| 地方公共団体名 | 対馬市（長崎県） |

○文化庁告示第十三号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第一百三十一条及び第七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。
平成十九年六月七日
文化庁長官 青木 保

○農林水産省告示第七百六十三号
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四及び第五の規定に基づき、昭和四十八年五月二十四日農林省告示第四十五号（南アフリカ共和国産のパレンシア種、ワシントンネーブル種、トマゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、レモン並びにグレープフルーツの生果実並びにスワジランド王国産のパレンシア種、ワシントンネーブル種、トマゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ並びにグレープフルーツの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
平成十九年六月七日
農林水産大臣 赤城 徳彦

一の（一）中「スイートオレンジ」を「スウィートオレンジ」に、並びにグレープフルーツを「グレープフルーツ並びにクレメンティン」に改め、同（一）中「スイートオレンジ並びにグレープフルーツ」を「スイートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティン」に改める。
三の（二）中「チチュウカイミバエ」を「チチュウカイミバエ」に改める。
五の（一）中「零下〇・六度」を「摂氏零下〇・六度」に改め、「十二日間」の下に「（クレメンティンにあつては、十四日間）」を加える。

六の（二）中「南アフリカ植物防疫機関」を「南アフリカ共和国植物防疫機関」に改める。
七中「チチュウカイミバエ」を「チチュウカイミバエ」に改める。
○農林水産省告示第七百六十四号
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第二十三の規定に基づき、カナダから発送されるむぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。なお、平成十九年十二月十九日農林水産省告示第八百十六号（カナダ産乾草に混入したむぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）は、廃止する。
平成十九年六月七日
農林水産大臣 赤城 徳彦

一 植物及び地域
むぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉（以下「茎葉」という。）であつて、次のいずれかに該当するものであること。
（一）カナダで生産され、かつ、細断されたもの
（二）規定するものを除く。であること。
（三）カナダで生産されたアルファルファ、オーチャードグラス、スーダングラス、チモシー等の牧草の乾草（以下「乾草」という。）であつて、ペイルの形態に結束されたものに混入したものであること。